

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から29年11月5日まで

私の申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続きを行っていないので、受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和28年\*月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立期間の脱退手当金が30年5月10日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金の支給額は法定支給額と170円相違しており、その原因は不明である。

さらに、申立てに係る事業所は、当時、代理請求を行っていたか否か不明としており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和29年3月から31年11月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金を受給したとされる者9人（申立人を含む。）のうち7人が資格喪失後1年を超えて脱退手当金の支給決定がなされている上、受給資格者22人（申立人を含まない。）のうち連絡が取れた3人は事業所から脱退手当金の説明を受けたことは無いと供述しているなど、事業主による代理請求をうかがわせる供述は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における申立期間の資格取得日は昭和20年9月26日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和20年9月から21年1月までは100円、21年2月及び同年3月は250円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年4月1日まで

私は、高等商船学校卒業後、昭和20年9月26日にA事業所に採用され、予備船員として自宅待機した後、同年12月から講習を受け、21年2月23日から同年8月13日までB号に乗船し、C業務に従事した。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人と同じく高等商船学校卒業後、A事業所に採用され、申立期間に船員保険の加入記録がある複数の同期生の証言、申立人が所持する船員手帳の記録、申立人の具体的な勤務に関する説明等から、申立人は、昭和20年9月25日に高等商船学校を卒業し、翌26日にA事業所に船員として採用され、自宅待機等の予備船員であった期間を経て、21年2月23日から同年8月13日までB号に乗組船員として乗船していたことが認められる。

また、申立人の船員保険の加入記録を保管する日本年金機構D事務センターのA事業所（E部）に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記載のある船員保険被保険者名簿に掲げられている同ページのすべての被保険者について、氏名欄、生年月日欄、職務欄及び標準報酬等級欄等に記載はあるものの、同名簿における最も重要な記録の一つである資格取得日欄の記載は無く、不自然である。

当該被保険者名簿の備考欄には、様々な日付が記載され、申立人の記録を

見ると、同欄の最上段に「21. 4. 1」と記載されており、当該日付は、申立人のオンライン記録における資格取得日と一致している。

これについて、日本年金機構D事務センターでは、当該被保険者名簿には、資格取得日の記載が申立人を含めて、同ページの被保険者全員に無いことから、申立人については、被保険者の備考欄の最上段に記載されている標準報酬等級の決定年月日として記載された日付（昭和 21 年 4 月 1 日）を資格取得日としたものと考えられるが、その根拠や妥当性は不明であるとしており、A事業所の被保険者名簿に係る年金事務所の記録管理は適正とは言い難い。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、昭和 21 年 4 月 1 日を標準報酬月額の変更年月日とする記述はあるものの、同台帳における最も重要な記録の一つである資格取得日欄及び資格喪失日欄に記載が無く、当該台帳が適正に管理されていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、同期入社その他の 2 人の同僚と同様に申立人についても、昭和 20 年 9 月 26 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の記録から、昭和 20 年 9 月から 21 年 1 月までは 100 円とし、21 年 2 月及び同年 3 月は 250 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月6日から同年8月1日まで

私は、昭和41年3月6日から同年9月7日までA社のB船及びC船に機関科実習生として乗船していたが、申立期間についての年金記録が確認できなかった。乗船していたのは間違いないので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している船員手帳から、申立人が申立期間について、A社のB船及びC船に機関科実習生として乗船していたことが確認できる。

また、申立人と同時期にA社の船に乗船した申立人を除く実習生6人すべてが、昭和41年3月に船員保険被保険者資格を取得し、同年9月に同資格を喪失しており、海技士の受験資格に必要な6か月以上の実習期間について船員保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に実習生として乗船していた同僚の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の承継事業所であるD社は「当時の資料は保管していない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 4 月 15 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 15 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 15 日から同年 5 月 1 日まで  
② 平成 14 年 5 月 1 日から同年 12 月 4 日まで

私は、平成 14 年 4 月 15 日から同年 12 月 3 日まで A 社に勤務しており、同年 4 月の分の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、資格取得日は同年 5 月 1 日となっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、平成 14 年 5 月から同年 7 月までの分の給与は 15 万 7,000 円、同年 8 月から同年 11 月までの分の給与は 25 万 7,000 円であったが、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額は 11 万 8,000 円となっているので、これについても、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された A 社の賃金台帳により、平成 14 年 4 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、保険料控除額が同年 9 月分の給与で清算されており、清算後における同年 4 月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が被保険者資格を取得した同年 5 月のオンライン記録による標準報酬月額と同額の 11 万 8,000 円となっていることが確認できる。

以上のことから、申立期間①に係る標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、A社は、平成 14 年 5 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業・法人登記簿により、同社は、申立期間においても法人であることが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたと判断できる。

なお、事業主が申立期間①に係る保険料を納付したか否かについては、当時の事業主から証言等は得られないものの、前述のとおり、当該期間においてA社が適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 14 年 5 月から同年 7 月までの期間については、前述の賃金台帳により、オンライン記録による標準報酬月額（11 万 8,000 円）よりも高額な保険料が控除されていることが確認できるものの、申立期間①と同様、同年 9 月分の給与で清算され、清算後における当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額の 11 万 8,000 円となっており、また、同年 8 月から同年 11 月までの期間についても、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 11 万 8,000 円となっていることが確認できる。

したがって、申立期間②については、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年3月まで

私は、大学在学中、国民年金保険料の納付書が大量に送られて来ていたので、まとまったお金が入った際に保険料を納付していた。申立期間が未加入期間であると記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月にA市で払い出されており、オンライン記録によると、同年6月2日に、同年4月1日付けで強制加入から任意加入に種別変更した記録を取り消したことが確認でき、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者でなくなった日 昭和62年4月1日」と記載されていることから、申立人は、62年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間について、国民年金の未加入期間となったものと考えられる。

また、申立人は、当該払出時点では、任意加入期間中である申立期間について、国民年金保険料の納付書が大量に送られて来たので、数回にわたって納付したと主張しているが、申立人は、申立期間直前の強制加入期間である昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を、大学在学中の62年4月30日、同年10月2日、同年12月3日の3回に分けて過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶があいまいである上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 563

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 56 年 3 月まで

申立期間当時、祖父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の国民年金が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、祖父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の祖父は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人及び申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間において申立人は昼間学生であり、国民年金の任意加入対象者であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 15 日から 63 年 9 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務していた全期間について、標準報酬月額が実際の総支給額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち昭和 61 年 1 月から同年 12 月までについては、申立人から提出のあった厚生年金年金住宅融資借入申込書及びD 社が保有する同申込書に添付された昭和 62 年度市県民税（所得・課税）証明書から、当該期間の申立人の報酬月額は推認できるものの、申立人がオンライン記録に記録されていた標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実までは確認できない。

また、B 社は、申立期間について、「当時、従業員の報酬額を決定していた事業主は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除額に関する資料は廃棄しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答している上、事情聴取ができたA 社C 支店の同僚 1 人は、申立人の報酬からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日まで

私は昭和 58 年 1 月 10 日から 61 年 12 月 16 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無かった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所に賃金職員として勤務していたことは、申立期間当時の人事異動通知書及び人事記録の写しから確認できる。

しかしながら、B 事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険の資格取得及び給与からの保険料の控除については不明としながらも、「当事業所発番の年金手帳が作成された日が昭和 58 年 4 月 1 日であるため、それ以前の期間については何らかの事情により加入しなかったものと思われる。」旨回答している。

また、A 事業所において、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある同僚のうち賃金職員として勤務していたと証言している同僚 3 人のうち 2 人は、勤務開始から 3 か月間及び 4 か月間は厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、当該事業所が従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 58 年分についての源泉徴収票を所持しているが、この源泉徴収票に社会保険料控除額として記載された金額とオンライン記録による同年のうち申立期間分を除く 4 月分から 11 月分までの社会保険料を算出した金額はおおむね一致する。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 17 年又は 18 年から 20 年 8 月まで A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、A 事業所に勤務していたと申し立てているところ、B 事業所は、申立人が実際に勤務したと主張する C 工場が A 事業所内に存在していたと回答しており、また、申立人は A 事業所の入所許可書である職札の番号を覚えている上、申立人の勤務内容に係る供述も具体的であることから、同所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、B 事業所には申立人が A 事業所に在籍した記録が無く、申立人が勤務していたことの確認はできない旨回答している上、申立人が記憶している同僚は、オンライン記録から確認できず、同僚からの証言を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について、確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間当時、A 事業所は指定共済組合となっており、同組合は厚生年金保険法が施行された昭和 19 年 10 月以前に入社した女性社員のうち、同組合が廃止となった 23 年 8 月より前に退職した者については、退職時に一時金を支給する規則があり、厚生年金保険の適用除外であったことから、仮に申立人が、申立期間当時、同所に勤務していたとしても厚生年金保険の適用はなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年9月1日まで

平成4年8月から5年8月末までA社（現在は、B社）C支社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録によれば、同社での私の厚生年金保険被保険者資格は5年6月30日で切れている。同年8月末まで同社C支社に勤務していたことは事実であるので、申立期間の厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成5年8月末までA社C支社に勤務していたと主張しているが、B社が保管する申立人の勤務に関する記録には申立人が同年6月29日に退職したと記載されている上、申立人が名前を挙げた同僚からは証言が得られないことから、申立人の申立期間に係るA社C支社の勤務実態について確認することができない。

また、B社が保管する申立人の厚生年金保険加入期間に関する記録、申立人に係る厚生年金保険のオンライン記録及び雇用保険の加入記録はともに一致し、平成5年6月30日に厚生年金保険、同年6月29日に雇用保険の被保険者資格を喪失した記録となっている上、前述の同僚からの証言も得られず、さらに5年6月1日から同年10月1日までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した530人についてオンライン記録を調査したが、申立人の氏名は無く、整理番号の欠落も認められず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 1 月 5 日まで

私は昭和 44 年 3 月から平成 5 年 8 月まで A 事業所に勤務していた。当該事業所での入社条件は、年金や保険に加入することだったと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったが、当該事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者であると認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び申立人の名前を挙げた複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間について A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間前後に勤務し、連絡が取れた同僚 6 人の証言によると、「入社してすぐには社会保険に加入していなかった。」としており、実際に勤務を始めた時期よりも 3 か月から 3 年程度経過して厚生年金保険に加入している旨回答していることから、A 事業所では、入社後ある程度の期間を経過して従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

また、A 事業所は、平成 5 年 9 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間の勤務実態を確認できる人事記録や厚生年金保険の適用状況を確認できる関係資料等を得ることができない。

さらに、申立期間に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無く、このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 6 日から同年 11 月 24 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 3 月 26 日から同年 9 月 12 日まで

昭和 44 年 11 月にA社に入社し、59 年 9 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が提出した、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書の写しにより、申立人が、昭和 44 年 11 月 6 日に資格を喪失し、同年 11 月 24 日に資格を取得していることが確認できる上、同社の事務担当者は、オンライン記録どおりの手続を行っていたとしている。

また、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠落は無い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が提出した、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書の写しにより、申立人が、昭和 58 年 1 月 1 日に資格を喪失し、59 年 1 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、同社の事務担当者は、申立人が、申立期間について勤務していたことは認めているものの、「申立人は昭和 58

年1月1日から国民健康保険組合に加入させており、それ以降の期間は厚生年金保険の対象ではなかった。」と回答している。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が提出した、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失決定通知書により、申立人が、昭和59年3月26日に資格を喪失したことが確認できる上、当該通知書には、健康保険証を返却したことを表す「証添付」と記載されている。

また、A社は、申立人が、申立期間について勤務していたことは認めているものの、「申立人は昭和59年3月26日から、雇用形態が請負契約に変わっており、それ以降は厚生年金保険の対象ではなかった。」と回答している。

さらに、A社の複数の同僚について、勤務していた期間と厚生年金保険被保険者であった期間に相違が見られることから、同社では、勤務していた期間すべてについて、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで

申立期間について、A事業所に勤務していた。非常勤職員であったので、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した在職証明書及び就労証明書並びにB大学が発行した研修願により、申立人が申立期間について同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 58 年 1 月 1 日であることが確認でき、申立期間の一部については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険被保険者の対象とする基準については不明としているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び証言等を得ることができない。

さらに、申立人が、一緒にA事業所に勤務していたと主張する同僚についても、同事業所に勤務していた時期について、厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できる上、申立人の後任で同事業所に勤務していた同僚についても、同様に厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 2 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 2 年 1 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

私は、学生であった申立期間にA事業所に勤務していたが、この期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。同事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、確認できる資料が無いため不明であると回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間当時、父親が勤務する事業所が加入している健康保険において父親の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。